

別表5

第3条第6号及び第7号に係る市民バス利用料（上高柳～西山～中奥～加茂）

（単位：円）

指定停留所	幸町		葵橋	諏訪橋	八幡橋	秋房	猿毛橋		大橋々際	団地前	七谷コミュニティセンター前		七谷小学校前	三場	岩野	嶽山寺前
	旭町		本町	栄橋	秋房入口				差合					下高柳		中奥農場
	市役所前	寿町	加茂駅前	上町	若宮町	桜沢	狭口	元狭口	善作前	黒水	樋脇橋	出戸	高柳	小乙	小又入口	水源地
市役所前		150	150	190	220	270	300	330	360	400	430	460	500	570	610	640
寿町			150	150	180	230	250	290	330	360	390	420	470	540	580	610
加茂駅前				150	150	210	230	270	310	340	380	410	450	520	560	600
上町					150	170	190	230	270	310	340	370	420	500	540	570
若宮町						150	150	200	240	270	310	340	390	470	510	550
桜沢							150	150	190	220	260	300	340	430	470	510
狭口								150	150	200	240	270	320	410	450	490
元狭口									150	150	200	230	280	370	420	460
善作前										150	150	190	240	340	390	430
黒水											150	150	210	300	350	390
樋脇橋												150	170	270	320	360
出戸													150	230	290	330
高柳														180	240	280
小乙															150	190
小又入口																150
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額															
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額															
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額															
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。 2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。 3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。 4 「美人の湯」利用に係る乗車については、利用料は無料とする。															